

家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約 新旧対照表

平成26年7月15日変更認定

(下線は変更部分)

新	旧
<p>家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、家庭電気製品小売業の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「家庭電気製品」（以下「家電品」という。）とは、一般消費者の家庭生活の用に供され、電気を機能上重要な作動のために使用する機械器具及びこれらの電源として使用される電池類であって、家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定める種類のものをいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、家電品を一般消費者に直接販売する小売販売事業者であって、この規約に個別に参加する者及びこの規約に参加する事業者団体に所属する者をいう。</p> <p>3 この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。</p>	<p>家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (同左)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同左)</p>

新	旧
<p>4 この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買意欲を促すために行う広告その他の表示であって、次に掲げるもの（第1号及び第2号にあっては、事業者が自己の店内において表示するものを除く。）をいう。</p> <p>(1) チラシ、ビラ、パンフレットその他これらに類似するものによる広告</p> <p>(2) ポスター、看板、垂れ幕その他これらに類似するものによる広告</p> <p>(3) 新聞紙、雑誌その他の出版物又は放送による広告</p> <p>(4) 電話、ファクシミリ、インターネットその他これらに類似するものによる広告</p> <p>(チラシ等の必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、チラシ等において家電品の販売条件を表示する場合には、施行規則で定めるところにより、次に掲げる第1号から第3号までの事項を当該チラシ等に表示されている家電品ごとに、第4号及び第5号の事項を当該チラシ等に、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 品名及び型名</p> <p>(2) 製造事業者名又は商標名</p> <p>(3) 自店販売価格</p> <p>(4) 事業者の住所、氏名又は名称及び電話番号</p> <p>(5) 取引条件の有効期間</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、複数商品のセット販売に係る家電品の自店販売価格の表示は、施行規則で定めるところによるものとする。</p> <p>3 事業者は、チラシ等において、付帯据付</p>	<p>(チラシ等の必要表示事項)</p> <p>第3条 (同左)</p>

新	旧
<p>工事等を必要とする家電品であって施行規則で定めるものについては、第1項に規定する事項を表示するほか、その付帯据付工事料金等を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。</p> <p><u>(家電品の必要表示事項)</u></p> <p><u>第3条の2 事業者は、販売する家電品が中古品、店舗展示現品、未使用品等であるときは、その旨表示しなければならない。また、未使用品については、併せて用語の説明を表示しなければならない。</u></p> <p>(チラシ等の家電品の保証、修理等の取引条件に係る必要表示事項)</p> <p>第4条 事業者は、チラシ等において家電品の保証、修理、配送、支払条件、割賦販売条件等を表示する場合には、施行規則で定める事項を表示しなければならない。</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第5条 事業者は、家電品を販売するに当たって、次の用語を使用するときは、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 最上級を意味する用語 「最高」、「最安」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づくもの以外は使用してはならない。</p> <p>(2) 優位性を意味する用語 「世界一」、「日本一」、「第一位」、「ナンバーワン」等優位性を意味する用語は、客観的に事実に基づくもの以外は使用してはならない。</p> <p>(3) その他の用語の使用基準は、施行規</p>	<p>(新設)</p> <p>(チラシ等の家電品の保証、修理等の取引条件に係る必要表示事項)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第5条 (同左)</p>

新	旧
<p>則で定めるところによる。</p> <p>(二重価格表示の制限)</p> <p>第6条 事業者は、自店販売価格に他の販売価格を比較対照価格として表示する場合(値引率又は値引額により表示するときを含む。以下「二重価格表示」という。)には、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。</p> <p>(1) 比較対照価格としてメーカー希望小売価格(標準価格)及び自店平常(旧)価格以外の価格を用いること。</p> <p>(2) 旧型(型おくれ)又は旧式の家電品について、その旨を明示せずに二重価格表示を行うこと。</p> <p>(3) オープン価格商品について、比較対照価格として、撤廃されたメーカー希望小売価格等を用いること。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第7条 事業者は、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第3条及び第4条に規定する事項についての虚偽又は誇大な表示</p> <p>(2) メーカー希望小売価格(標準価格)又は自店平常(旧)価格を比較対照価格として二重価格表示を行う場合における虚偽又は誇大な表示</p> <p>(3) 前条第2号及び第3号の規定に該当する表示</p> <p>(4) 下取り販売を行うに当たり、実際の下取り価格又は割引率よりも高い下取り価格又は割引率を用いることにより、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある</p>	<p>(二重価格表示の制限)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第7条 事業者は、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p>

新	旧
<p>る表示</p> <p>(5) 割賦販売を行う場合において、実際には金利又は手数料を徴収するにもかかわらず、単に「金利、手数料なし」と表示する等実際の割賦販売条件よりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 過度の廉売を連想させ、不当に顧客を誘引するおそれがある表示</p> <p>(7) 中古品、汚れ物、キズ物等明らかに商品価値が減少しているものであるにもかかわらず、その旨を明示しないことにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p><u>(7)の2 未使用品であるにもかかわらず、その旨を明示しないことにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</u></p> <p>(8) 実際に販売する家電品と異なる他の家電品についての絵、写真、映像等を使用し、又は品質、性能等について著しく誇張する絵、写真、映像等を使用することにより、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 表示価格に含まれていない別売品について、別売りである旨を明示しないことにより、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 他の事業者又は他の事業者の販売する家電品を中傷又は誹謗する表示</p> <p>(11) 国内で製造した家電品について、あ</p>	<p>(新設)</p> <p>(8)～(14) (同左)</p>

新	旧
<p>たかも外国で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示、又は外国で製造した家電品について、あたかも国内若しくは当該製造国以外で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(12) 事実と相違する表現又は事実を誇張した表現を用いることにより、実際の家電品よりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(13) 家電品の内容又は取引条件についての合理的な根拠のない表示であって、一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(14) その他家電品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(おとり広告の禁止)</p> <p>第8条 事業者は、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。</p> <p>(1) 取引の申出に係る家電品について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその家電品についての表示</p> <p>(2) 取引の申出に係る家電品の販売数量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその家電品についての表示</p>	<p>(おとり広告の禁止)</p> <p>第8条 (同左)</p>

新	旧
<p>(3) 取引の申出に係る家電品の販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその家電品についての表示</p> <p>(4) 取引の申出に係る家電品について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合のその家電品についての表示</p> <p>2 事業者は、チラシ等において行う家電品の表示に際しては、その販売数量、供給期間について次の基準によらなければならない。</p> <p>(1) 当該家電品の販売数量は、予想購買数量の大部分に定めるものでなければならない。ただし、当該チラシ等において、販売数量を明瞭に記載している場合（連合広告（同一のチラシ等において、複数の店舗での家電品の販売を訴求する広告をいう。）にあっては施行規則で定める表示をしている場合）は、この限りでない。</p> <p>(2) 前号ただし書の規定にかかわらず、チラシ等に表示する家電品の最低販売数量は、各店舗ごとにそれぞれ5台以上とする。</p> <p>(3) チラシ等に販売期間を表示する場合にあっては、当該期間の少なくとも半分以上の期間は、顧客の取引に応じなければならない。</p> <p>(4) 次に掲げる場合であって、それぞれ施行規則で定める方法によりチラシ等に表示するときは、第1号本文、第</p>	

新	旧
<p>2号及び第3号の規定を適用しない。</p> <p>ア 店舗展示現品を処分する場合 イ 季節商品を処分する場合 ウ 閉店、店舗の移転・統合・改装等により処分する場合</p> <p>(チラシ等の表示による家電品の販売方法の基準)</p> <p>第9条 事業者は、チラシ等に表示する家電品を販売する場合には、原則として店内に展示して販売するものとする。ただし、取引通念上妥当な理由のある場合又はやむを得ない場合には、配送センター等に在庫して店内においては製造業者等が発行するカタログにより販売することができる。</p> <p>2 事業者は、チラシ等に表示する家電品を販売する場合には、店内に製造業者等が発行するカタログを常備し、可能な限り当該家電品の機能、取扱い等の説明に万全を期するものとする。</p> <p>(保証書の交付等)</p> <p>第10条 事業者は、製造業者等が発行した保証書について、その目的を達成するため、原則として当該家電品の販売時に、販売年月日と自店名を記入した保証書を当該家電品を購入した一般消費者に交付するものとする。ただし、保証書にこれらの事項を記入できない場合には、保証書並びに当該家電品の販売年月日及び自店名を記入した証票を当該一般消費者に交付するものとする。</p> <p>2 事業者は、製造事業者等が発行した保証書について、その一部又は全部を削除</p>	<p>(チラシ等の表示による家電品の販売方法の基準)</p> <p>第9条 (同左)</p> <p>(保証書の交付等)</p> <p>第10条 (同左)</p>

新	旧
<p>又は改ざんしてはならない。</p> <p>(公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の設置)</p> <p>第11条 この規約の目的を達成するため、公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及びその事業者の団体をもって構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約に違反した事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(8) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第13条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定又は第16条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料する</p>	<p>(公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の設置)</p> <p>第11条 (同左)</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第12条 (同左)</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第13条 (同左)</p>

新	旧
<p>ときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、50万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第14条 公正取引協議会は、第3条から第8条までの規定又は第16条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行っはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、500万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報</p>	<p>(違反に対する措置)</p> <p>第14条 (同左)</p>

新	旧
<p>告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第15条 公正取引協議会は、第13条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて、更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第16条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p>	<p>(違反に対する決定)</p> <p>第15条 (同左)</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第16条 (同左)</p>

附 則

- 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

- 2 公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日以前に事業者がした行為については、なお従前の例によることができる。